

# 夜間コースについて

☆本コースの設置趣旨などに関しましては、当法科大学院の[院長あいさつ](#)をご覧ください。

以下では、現在のところ決まっている本コースの概要について説明しています。

## 1 履修期間など

ア 5年間となります。

夜間コースは、本法科大学院の有する長期在学履修制度を用いています。同制度は、標準修業年限の3年間を超えた履修計画を有する方について、5年間での課程修了を認める制度です。

夜間コースでは、月～金曜日の6限のコマと土曜日（1、2限）のコマに配置される授業のみを履修することによって所定の98単位以上を修得することができる（課程を修了することができる）ことを予定していますので、最大でも、1週間に7コマまでの履修が限界となります。このため、標準修業年限の3年間で所定の単位を修得することはできませんので、むしろ、5年間をかけて、じっくりと着実に履修して頂くこととしました。すべての学期で7コマを履修することまでは必要ではありませんが、修了要件単位数取得のためには、概ね、週4～5日は授業を履修する必要があります（詳しくは、[「夜間コース履修モデル」](#)※を参照して下さい。各学年の各学期に必要な科目・単位数が記載されています。その科目数が、各学期の1週間で必要なコマ数＝授業日数ということになります。）

※同モデルはあくまでも一つのイメージ例であり、実際の履修科目等は、入学後に学年ごとに確定していきます。

イ 必ず未修者コースとなります。

長期在学履修制度は、標準修業年限の3年間の履修内容、即ち、未修者コースの内容を5年かけて着実に履修する制度でありますので、同制度を利用する夜間コースは、未修者コースということになります。これは、法律の入門段階から順を追って着実に学習する、という点で、時間の制約の強い社会人の方々にとって、より確実な学習が必要という要請にもマッチしたものです。

## 2 カリキュラムなど

ア 標準修業年限3年間の内容を5年かけて学びます。

大よそのイメージであります。標準修業年限3年間のカリキュラム（以下、「3年コース」と記載します。）の1年次内容を夜間コースでは1・2年次で学び、3年コースの2年次内容を夜間コースでは3・4年次で学び、3年コースの3年次内容を夜間コースでは5年次に学ぶ、ということになります（詳しくは、[「夜間コース履修モデル」](#)とホームページの[カリキュラム](#)を対比して下さい）。

イ 夜間コース以外の学生との共通履修科目もあります。

例えば、選択科目は、数年ごとに6限又は土曜日の開講とすることにより、夜間コースの学生が同コース以外の学生と共に履修する科目として開講しますし、『民事実務基礎論』、『民事実務演習』、『刑事実務基礎論』、『刑事実務演習』も6限又は土曜開講とし、『総合演習Ⅰ（民事法）』、『総合演習Ⅱ（公法）』、『総合演習Ⅲ（刑事法）』は6限開講とすることにより、同様の運用とします。これは、一定数以上の学生の同時履修による学習効果の極大化を目指し、修了判定の統一化を図るものです。

## 3 学費の納入

学費は、「3年（標準修業年限）」の授業料および教育充実費を、5年間で分割して納入して頂くこととなります（但し、入学金および委託徴収金については分割納入の対象外となりますし、5年間で修了できなかった場合には、6年目以降の授業料および委託徴収金は分割納入できない扱いとなります（年間の、学費：60万円、教育充実費：12万円）。）

## 4 定期試験

定期試験は、夜間コースの学生も同コース以外の学生と同じく法科大学院の学生でありますので、同一条件（同一問題、同一試験時間等）で実施されます（現在のところ、昼間コースの時間帯で実施の予定です）。